

警察署における
広告入り掲示板設置
企画提案募集要項

令和7年9月

静岡県警察本部

警察署における広告入り掲示板設置企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、袋井警察署、磐田警察署及び浜松東警察署の庁舎内に行政情報等を掲載する広告入り掲示板（以下「掲示板」という。）を設置するに当たり、掲示板の作成、設置及び広告を一体的に取り扱う事業者を選定するために企画提案を募集するものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格要件に該当する事業者から、一般公募により下記3の業務に関する企画提案を受け、県警察において内容審査を行った上、総合的に最も優れた企画内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直に契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

3 業務の内容

- (1) 掲示板を企画・制作し、行政財産の使用の許可を受けて、県警察が指定する場所に設置すること。
- (2) 掲示板の設備を維持管理し、定期及び随時に情報の更新を無償で行うこと。
- (3) 掲示板を広告媒体として運用し、広告を募集・掲出すること。なお、詳細は別紙「警察署広告入り掲示板設置業務仕様書」のとおりとする。

4 企画提案の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務実施に必要な能力を有する者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（団体の場合にあっては当該団体の役員をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

5 公募等に係るスケジュール

内 容	日 程
静岡県警察ホームページで公募	9 月 22 日（月）～10 月 17 日（金）
質問の受付期間	9 月 29 日（月）～10 月 3 日（金）
質問の回答期限	10 月 8 日（水）
企画提案書受付	10 月 9 日（木）～10 月 17 日（金）
企画提案書審査	10 月下旬
広告掲示事業者選定結果の通知	11 月上旬
行政財産の使用許可、広告掲示事業契約	12 月中旬
広告入り掲示板運用	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

6 現地状況確認等

設置場所の状況確認を希望する場合は、事前に日程調整を行う必要があるため、令和 7 年 9 月 22 日（月）から 9 月 25 日（木）の平日（祝日除く）午前 9 時から午後 5 時までの間に下記 14 の担当窓口で電話連絡し、令和 7 年 9 月 29 日（月）から 10 月 3 日（金）の間で希望する日を申し出ること。

7 申請様式の交付

令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 17 日（金）までの期間、静岡県警察ホームページ (<http://www.pref.shizuoka.jp/police/>) でのダウンロードで配布する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提案者は、企画提案書（様式第 1 号）を作成のうえ、1 部、提出すること。

企画提案書には、次の事項を明記した書類を添付すること。

- ・設備本体の構造、設置方法等
- ・行政情報部分及び広告部分の配置、サイズ、掲載情報等の内容等
- ・掲示板の電源の管理方法、設置機器の電力使用量等
- ・年額の広告料
- ・事業の実施体制
- ・広告主の業種・募集方法・広告枠の設定
- ・保守管理及び緊急時の管理の対応等
- ・準備作業を含むスケジュール
- ・問い合わせ、苦情等への対応等
- ・その他、同種の事業実績、アピールしたい事項等

なお、企画提案書に用いる言語は日本語、通貨は円とすること。

(2) 提出期間

令和 7 年 10 月 9 日（木）から令和 7 年 10 月 17 日（金）の午前 9 時 00 分から午後 5 時までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参又は郵送等

なお、郵送等の場合は書留等の追跡可能なサービスを利用し、期限内必着のこと。

(4) 提出先

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県警察本部総務部施設課管財係

9 質問票の受付及び回答

本公募に関する質問及び疑義がある場合は、次により質問を行うことができる。

- (1) 提出様式 質問票（様式第2号）
- (2) 受付期間 令和7年9月29日（月）から10月3日（金）まで
- (3) 提出先 下記14に記載の担当窓口宛
- (4) 提出方法 FAXによる（質問票に記載のFAX番号へ送信すること。また、FAX送信後は電話による受信確認を必ず行うこと。）
- (5) 回答 質問票を提出した全員に対し、令和7年10月8日（水）までに質問票に記載のE-mailアドレス宛に電子メールにて回答する。

10 広告掲示事業者の選定

- (1) 提出された企画提案書をもとに、別表1「評価項目・基準」の各項目について書類審査を実施し、提案の内容が優秀かつ適当である1者を、広告掲示事業者として選定する。
- (2) 原則、企画提案書のみで審査を行うこととするが、県警察が提案者からの説明が必要であると認めたときは、出席及び説明を求める場合がある。
- (3) 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (4) 審査結果は、提案者すべてに通知する。

11 行政財産の使用許可の申請

(1) 趣旨

広告掲示事業者は、県有施設を使用するに当たり、県有施設の管理者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく「行政財産の使用許可」を受ける必要がある。使用許可に係る手続きは、広告掲示板を設置する各警察署で行う。

(2) 面積

ア 袋井警察署 1箇所

0.92 m²程度（公募による広告掲示事業者選定後、設置する広告入り掲示板により決定）
内訳（掲示板の大きさは、公募基準の最大値）

・ 1階フロア、「床面掲示」 幅 1.15m×奥行 0.80m＝0.92 m²

イ 磐田警察署 1箇所

2.30 m²程度（公募による広告掲示事業者選定後、設置する広告入り掲示板により決定）
内訳（掲示板の大きさは、公募基準の最大値）

・ 1階フロア、「壁面掲示」 幅 1.00m×高さ 2.30m＝2.30 m²

ウ 浜松東警察署 1箇所

0.92 m²程度（公募による広告掲示事業者選定後、設置する広告入り掲示板により決定）
内訳（掲示板の大きさは、公募基準の最大値）

・ 1階フロア、「床面掲示」 幅 1.15m×奥行 0.80m＝0.92 m²

エ 上記の面積のほか、掲示板に伴う付属品がある場合は、その面積

(3) 使用料

実際に使用許可する面積により決定されるが、使用許可する面積を公募基準の最大値とした場合、年額使用料はそれぞれ以下のとおりとなる。

区 分	使用許可面積 (公募最大値)	R8 使用料 (年額)	R9 使用料 (年額)
袋 井 警 察 署	0.92 m ²	12,260 円	11,930 円
磐 田 警 察 署	2.30 m ²	28,690 円	27,580 円
浜 松 東 警 察 署	0.92 m ²	4,940 円	4,640 円

(4) 使用料の納付時期等

使用料の納付時期及び金額については、年額を年度当初に納付すること。

12 広告料の納付

(1) 広告料の納付

広告掲示事業者は、契約書に定める広告料を県に支払うものとする。

(2) 広告料の納付時期等

広告料の納付時期及び金額については、年額を年度当初に納付すること。

13 その他

(1) 提案者は、この募集要項、静岡県警察庁舎広告掲示事業実施要領、静岡県警察庁舎広告掲示基準、並びに仕様書を熟読し、遵守すること。

(2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 契約保証金は、免除する。

14 担当窓口

静岡県警察本部総務部施設課管財係

〒420 - 8610 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話番号 054(271)0110 内線 2301、2302